

滝議第1417002号

令和3年2月17日

滝沢市議会議長 日向 清一 様

産業建設常任委員会

委員長 稲荷場 裕

産業建設常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので会議規則第77条に基づき報告します。

記

1 調査事件

若者定住のための生活基盤と産業基盤の整備について

2 調査結果

別紙のとおり

1 調査事項

若者定住のための生活基盤と産業基盤の整備について

2 調査理由及びその目的

全国的に人口減少時代を迎える中、本市も近い将来、高齢化、生産年齢人口の減少による様々な影響が想定される。

そのため「若者の受け皿確保」対策として、空き家の有効的な活用方法、及び本市の特色であるIT産業や農業等の地域産業の活性化による新規雇用の創出について調査研究するものである。

3 産業建設常任委員会委員

委員長 稲荷場 裕

副委員長 日向 裕子

委員 奥津 一俊、佐藤 澄子、小田島 清美、長内 信平

4 調査内容

(1) 調査経過（関連資料は別添）

| 開催日等 | 内容 |
|--------------|---|
| 令和2年5月22日（金） | 【委員会内協議】 <協議の概要> 調査項目設定のための協議を行い、委員会としての視点の確認、調査スケジュールの確認を行った。 |
| 令和2年6月9日（火） | 【委員会内協議】 <協議の概要> 後期基本計画より、都市整備部門の政策、基本施策、施策を1つずつ確認し、「若者定住」に重要な施策、関連する事業の抽出を行った。 |
| 令和2年6月11日（木） | 【委員会内協議】 <協議の概要> 後期基本計画より、経済産業部門の政策、基本施策、施策を1つずつ確認した。 |

| 開催日等 | 内容 |
|--------------|--|
| 令和2年6月19日（金） | <p>【委員会内協議】 <協議の概要> 後期基本計画より、経済産業部門の「若者定住」に重要な施策、関連する事業の抽出を行った。</p> |
| 令和2年7月3日（金） | <p>【担当課への事前調査（正副委員長）】 <調査の目的> 委員会内協議で抽出した各事業の実施状況及び「若者定住」との関連性を確認することを目的に、担当課に対し正副委員長による説明聴取を行った。</p> <p><調査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業部の所管事業 ・都市整備部の所管事業 |
| 令和2年7月17日（金） | <p>【委員会内協議】 <協議の概要> 7月3日の聴取事項を基に、調査する事業の選択を行った。</p> |
| 令和2年9月4日（金） | <p>【委員会内協議】 <協議の概要> 調査のスケジュールを協議し、所管事務調査項目設定シートを作成した。</p> |
| 令和2年10月2日（金） | <p>【委員会内協議】 <協議の概要> 担当課への事務調査の必要性を確認し、委員会で事業担当課より内容聴取を行うことを決定した。 また、担当課への聴取内容の協議を行った。</p> |

| 開催日等 | 内容 |
|---------------|--|
| 令和2年10月9日（金） | <p>【担当課への事務調査（資料1）】</p> <p><調査の目的></p> <p>調査対象とした各事業の現状と課題を確認することを目的に、担当課に対し説明聴取を行った。</p> <p><調査の内容></p> <p>（都市政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策推進事業について（資料1-1） ・公園維持管理事業について（資料1-2） <p>（企業振興課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致事業について（資料1-3） <p>（農林課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農対策事業について（資料1-4） <p>（都市政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画総務事務について（資料1-5） |
| 令和2年11月6日（金） | <p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>「新たに明らかになったこと」「更に調査が必要なこと」について協議を行った。</p> <p>担当課の事務調査で聴き取りを行った全ての事業を最終報告に入れることを決定した。</p> |
| 令和2年11月12日（木） | <p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>各事業実施後の“あるべき姿”やそのための課題解決策についての協議を行った。</p> |
| 令和2年11月20日（金） | <p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>前回協議を踏まえ、実際に委員会の解決案について、若者から意見を聴取する必要性を確認し、県立大学生を対象に市民懇談会を申し込むことを決定した。</p> |

| 開催日等 | 内容 |
|---------------|---|
| 令和2年12月3日（木） | <p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>懇談会開催方法、内容、資料等についての協議を行い、オンライン会議システムを活用しての懇談会を申し込むことを決定した。</p> |
| 令和2年12月11日（金） | <p>【オンライン会議テスト】</p> <p>実際に懇談会当日使用予定のオンライン会議システムを使用し、通信環境、使用方法の確認を行った。</p> |
| 令和3年1月6日（木） | <p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>市民懇談会のタイムスケジュール及び資料の内容確認を行った。</p> |
| 令和3年1月14日（木） | <p>【市民懇談会（資料2）】</p> <p><懇談会の目的></p> <p>学生と意見交換をすることにより本市の現状と課題を把握の上、今後の滝沢市の若者定住に資するため。</p> <p><懇談会のテーマ></p> <p>「若者定住について」</p> |
| 令和3年1月25日（月） | <p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>学生との懇談会の振り返りを行った。</p> <p>併せて、報告書作成のスケジュールについて協議を行った。</p> |
| 令和3年2月1日（月） | <p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>各委員がまとめた内容について協議を行った。</p> |

| 開催日等 | 内容 |
|--------------|---|
| 令和3年2月10日（水） | 【委員会内協議】 ＜協議の概要＞ 報告書の字句の調整を行った。 |
| 令和3年2月16日（火） | 【委員会内協議】 ＜協議の概要＞ 報告内容についての意思決定を行った。 |

（２）特記事項

市民懇談会【令和3年1月14日（木）】岩手県立大学（総合政策学部）

オンライン会議システムを活用し、岩手県立大学の学生との市民懇談会を行った。

懇談会では、学生が若者目線で滝沢市の現状を分析し、課題を抽出した上での、その課題解決方法についての提案プレゼンテーションが行われた。

その後、当委員会の調査内容の説明を行い、委員会で抽出した5事業について、具体例を提示しながら意見交換が行われた。

学生たちは、様々な角度から社会を捉え、一つひとつを丁寧に学習しており、その姿は、素晴らしいものだった。また、当委員会で調査している事業に関する課題及びその解決方法について、若者の意見との乖離は無く、各事業の課題解決の重要性がさらに高まった。

5 考察

全国的に人口減少時代を迎える中、本市も近い将来、高齢化、生産年齢人口の減少による様々な影響が想定される。

令和2年、新型コロナウイルス感染症がもたらした世界的パンデミックは、オフィスワークからリモートワークへの変化を急速に拡大させた。その結果、東京一極集中社会から地方分散型社会、企業の多拠点化に変換していくことが想定される社会情勢を踏まえ、産業建設常任委員会は、「若者の受け皿確保」対策についての調査研究を行った。

当委員会では、滝沢市第1次総合計画後期基本計画の各施策及び事業を分析し、若者定住をより促進させるための事業を「空き家対策推進事業」「公園維持管理事業」「企業誘致事業」「新規就農対策事業」「都市計画総務事務」の5つに絞り、重点的に研究を行った。

以下順にその現状と課題及び解決策について述べる。

（１）空き家対策推進事業

市では、令和2年度より空き家バンクを活用し始め、法定協議会設立のための条例整備、空き家対策計画の策定等を予定し、空き家対策を推進している。

しかし、生活する上で必要となる学校、病院、スーパーマーケット等周辺環境の調査は行われず、空き家バンクにはこれらの情報が含まれない。

若者でも手に入れやすい比較的低廉な空き家では、周辺環境情報を含めたデータの集積と発信を充実させることで、若者自身が空き家をリフォームしたサテライトオフィスや若者が集える空間を整備することを想像させ、人口の流入に繋がると考えられる。

市には、地域ごとの活用方法の計画立案、交流の場としての空き家活用、定住を目的とした支援策、企業への情報提供、リフォームに係る補助金等の支援を積極的に展開することが求められる。

現在の空き家対策推進事業では、これらへの適用性が見られないことから、今後の空き家対策計画の中で、全体的な活用方法を検討すべきであると考ええる。

(2) 公園維持管理事業

子育て世代の若者を呼び込むためには、居住地に近い公園の充実が必要である。

子育てをする親にとっては、子どもが屋外で安全に遊べる環境が必要であり、また、公園は遊具のある公園と、ボール遊び等ができる公園が分かれて設置されていることで、子どもの成長に合わせた対応ができると考えられる。地域の特性を活かし、子ども目線と親目線の両立した環境づくりが大切である。

維持管理する市は、年月の経過とともに、各所にある遊具等の耐用年数を確認しながら、適宜適切に更新していく責務がある。

空き家の周辺環境という副次的要素としても、公園を充実させることで、結果として、市の定住人口の増加に繋がって行くものと考ええる。

(3) 企業誘致事業

盛岡西リサーチパークへの企業誘致は既に終了し、現在、市が供給できる事業用地は、主に岩手県立大学周辺である。

I P Uイノベーションセンター、パークへの企業誘致は順調に思えるが、I C T産業等ソフト系の事業に特化しており事業集積規模も限定的である。

本市は2つの大学が立地した学園都市であり、他自治体よりも学生の人材供給には優位にあることから、その優位性を訴えて、企業誘致に挑むべきと考ええる。

若者にとって魅力ある企業を誘致するために、本市の企業誘致のプランを企業に明確に示し、大手商業企業や工業企業など、I T分野以外の優良企業も視野に入れ、若者の雇用を増やすことで、市への生産年齢人口の流入につながると考える。

(4) 新規就農対策事業

若者の新規就農希望者は農業技術や、経営ノウハウも不足していると思われ、当初から規模の大きな農業は難しく、自立営農は現実的に難しいと考える。

農業従事者の高齢化等の問題が顕著であるが、市内には農業に従事する若者もおり、農業を通じて繋がりを持ち、活動している団体も存在している。

市には、兼業を含む小さな農業の支援、生活できるだけの収入が図れる農業支援、農地利用の充実、新規農業者以外の団体の支援、法人化の支援、作物の種類限定、農業に触れる政策の展開等、魅力ある農業形態を模索し十分な支援を行うことが求められる。

併せて、既存農家の後継者の育成施策を充実させることも、本市の農業振興と若者定住の両施策に貢献できるものと考ええる。

(5) 都市計画総務事務

若者定住のためには若者が住みやすい、住んでみたいという都市計画を策定する必要がある。

市役所を中心とした中心市街地化、滝沢中央S I C周辺への企業誘致、I P Uイノベーションパークの充実等の都市構想があるが、目に見える進展がない状況であるため、市は早急に推進しなければならない。

滝沢市都市計画マスタープランの上位計画である、第1次滝沢市総合計画、国土利用計画滝沢市計画の目標年次が令和4年であることから、この時期に遅滞なく本市の都市計画マスタープランを見直し、実行する必要がある。

都市計画の策定は本市の将来像を描き、医療・福祉、産業、公共交通、農業、観光、防災等の多岐に亘る影響を及ぼすものであるため、市には、その重要性を改めて認識することが求められる。

以上の調査をとおして、本市の若者定住にとって「空き家対策推進事業」「公園維持管理事業」「企業誘致事業」「新規就農対策事業」「都市計画総務事務」の5つの事業は必要不可欠であることが明確になった。

今後は、これらの事業の進展を図るために浮彫りとなっている問題解決方法を具体化していくことが必要である。

本市に若者が定住するためには若者の意見を十分に取り入れた街づくりが必要であり、それぞれの事業を連動させながら推し進めていくことが必要と考える。

特にも、解決していく要素が関連している事業は、各々の枠を外して新たな方針で検討することが望ましく、幅広く市民の意見を取り入れ、市民とともに創り上げる体制等を構築することが求められる。各種事業を着実に推進する具体的な計画と実施時期を市民、特にも若者に示すことが不可欠であり、そのことにより本市での若者の活躍が増え、その定住が本市の人口減少の抑制となるものとする。

(1) 空き家対策推進事業について

①現状

➢現在、市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成27年5月26日施行)第6条に基づく空家等対策計画が策定されていません。かかる計画が策定されるまでの間は【空き家相談対応マニュアル】を策定し、暫定的な対応(相談を受付してから実際に職員が行う対応等)をしている状況です。

➢当該マニュアルでは、法13条に基づく活用については、対応は行わないことと明記しており、空家等対策計画を策定する際に検討していきます。空家等対策計画が策定後は、当該マニュアルを廃止するものとしています。

==参考条文==

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

②各業務進捗状況

| 業務名称 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--|--|
| 空き家実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> ①空き家抽出(済) ②現地調査(9月~10月) ③所有者特定(9月~11/27) ④所有者アンケート調査(12/18発出) ⑤納品(3/3) | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会にて調査結果を情報提供予定 |
| 空き家バンク | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家実態調査業務所有者アンケート調査に併せて12/18から運用開始。 ・岩手県宅地建物取引業協会協定締結予定。(11月頃締結予定) | <ul style="list-style-type: none"> ・HP・広報等により、周知徹底 |
| 空家等対策計画 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・R3.3計画策定 ・法定協議会・庁内付議(2~3回) ・パブリックコメント(1回) ・計画期間 R4.4~(検討中) |
| 法定協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・3月議会条例案提出予定 ・政策調整報告会議提出予定(~11月) ・委員選定案作成中→委員挨拶(~11月) | <ul style="list-style-type: none"> ・施行(4/1~) |
| 庁内組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・政策調整報告会議提出予定(~11月) ・3月運営規程案提出予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・施行(4/1~) |

③今年度の調査の進捗状況は？

- 株式会社ゼンリンに委託している空き家実態調査業務については、調査対象となる空き家の抽出作業が終わり、9月より現地調査・所有者特定を行っています。現地調査では、空き家の判定、不良度判定のほか、利活用可能判定を行います。
- 12月18日に発出予定の所有者アンケート調査においては、空き家の売却及び賃貸の意向を確認します。

④空き家バンクの運用開始までのスケジュールは？

- 空き家バンクは、12月18日に運用を開始します。
- 空き家の登録件数を増やすため、空き家実態調査で実施する所有者アンケートにチラシを同封する予定です。

⑤空き家バンクの仕様は？（設備の紹介 etc.）

- 空き家バンクに登録した空き家（空き家の跡地も含む。）の情報を全国版空き家バンク（LIFLE・アットホーム）により広く公開し、市が、空き家所有者と利用希望者をマッチングします。
- 空き家バンクには空き家所有者の登録のほか、空き家の利用希望者の登録してもらうことで、空き家の利用希望者がどのような空き家に住みたいと考えているか意識調査を行います。
- 交渉及び契約については、空き家登録者と利用希望者の責任による。市は一切関与しませんが、登録申込み時点で、トラブルを防止するため、空き家所有者には仲介業者に委任するように勧めます。空き家所有者から仲介業者を紹介してほしいと相談があった場合は、は岩手県宅地建物取引業者を紹介します。

⑥法定協議会の進捗状況は？

- 11月までに委員の選定を行い、令和3年3月議会の条例案を上程する予定です。

⑦リノベーション等による用途変更の場合の法的規制は？

- 大規模なリフォーム又は用途を変更する場合は、建築確認が必要となる場合があります。建築確認が必要かどうかは、盛岡広域振興局土木部建築指導課が判断します。また、建築基準法の改正前の基準で建築された建築物（既存不適格建築物）である場合、軽微なリフォームであれば問題ありませんが、建築確認が必要となるリフォームの場合は、現行法が遡及されるため、注意が必要です。
- 従前の用途と異なる場合は、エリアによっては、用途を変更できない場合があります。例えば、市街化区域内であれば、用途地域によって建てられる建築物の用途に規制があり、市街化調整区域内であれば、用途のみならず使用者が変わるだけで、許可が必要となるか、許可が得られない場合があります。
- 建築物の位置、変更後の用途、使用方法などによって、法的規制（浄化槽法・バリアフリー新法・消防法等）が変わるため、一概には「この規制がかかる」とは判断できません。施工業者（建築士等）に確認してもらう必要があります。

⑧所有者の意向調査、購入希望者の有無の確認状況、方法は？

- 所有者の意向調査は、アンケート調査により実施します。
- 空き家バンクでは、空き家の利用希望者の登録を行い、空き家の利用希望者を把握します。

⑨周辺環境調査の状況は？（商店、交通、学校、病院、バス停 etc.）

- 空き家実態調査業務では、周辺環境調査は実施する予定はありません。空き家バンクに登録された空き家については、個別に調査する予定です。

⑩令和3年度以降の方針

- 空き家施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年4月1日より法定協議会を立ち上げ、空家等対策計画を令和3年3月に策定します。空家等対策計画では、所有者による空家の適正管理の促進、特定空家に対する措置、空家及び除却した空家に係る跡地に関する事項を盛り込み、令和4年度以降に全庁的に空き家施策を推進していきます。

(2) 公園維持管理事業について

①管理者の明確化はなされているか？

- 滝沢市都市公園条例により、市が公園管理者としています。
- ただし同条例第21条により、滝沢総合公園について、現在、指定管理者である公益財団法人滝沢市体育協会が管理しています。

②維持管理の方法は？（各自治会 or 直営 or 委託？）（草刈、日陰の作成、樹木管理）

- 市内公園は、市または体育協会が管理をするものです。
- なお、草取りや清掃・トイレの管理清掃等について「公園管理活動支援協定」にて12自治会と締結し、管理の協力をいただいています。
- 市または体育協会が、樹木等の管理を直営で行うことが困難な場合などは、業者へ委託しています。草刈や樹木管理の明確な規定等は無く、市が行う管理として年2回程度の除草などがあり、樹木においては、支障木の伐採・剪定のほか、自治会等からの要望により対応しています。

③遊具の点検、更新、新設の計画は？

- 既存遊具については、市による日常点検のほか、毎年、専門業者による遊具の定期点検を行い、点検後は「滝沢市都市公園等遊具更新計画」（H27.5.7策定、H30.3.31改訂。）の更新を行いながら、遊具更新の優先度を示しています。
- 遊具の新設については、既存遊具の更新を優先していることから計画はありません。ただし、新たに住宅団地等を民間業者が開発した際、都市計画法等において公園・緑地の設置要件があることから、民間業者から設置協議があった際は、法令等の基準を満たしているか指導のうえ、新規遊具の設置を協議する場合があります。

④子どもが日々遊ぶための公園整備の状況は？（キャッチボール等）

- 滝沢総合公園および盛岡西リサーチパーク公園（151号公園）以外の公園については、民間開発者が住宅地開発をした際、都市計画法等の要件により整備し、市に帰属した公園となります。
- なお、現在、新たな公園を市が整備する計画はありません。
- 「滝沢市都市公園等遊具更新計画」により、老朽化した遊具の更新等を行っており、更新より老朽化の方が進んでいる状態となっております。軽微な修繕については、随時、行っていますが、大規模な修繕を必要とする遊具については、交付金などを活用することで、市の財源に負担をかけないように進めていますが、交付金など、国等の予算配分があることから、市が更新したい遊具数に届いていない状況となっております。
- 滝沢市都市公園条例施行規則第2条の3により「ゴルフ、野球、ローラースケートその他これらに類する行為」を禁止しています。ただし、キャッチボールについては、常識的な範囲で利用することを前提として禁止にしていません。

【資料提供依頼】

- ・公園配置一覧、地図
- ・市内公園使用一覧（遊具、面積、所有者）

————— 参考：滝沢市都市公園条例第21条 —————

（指定管理者による管理等）

第21条 市長は、滝沢総合公園の設置の目的を効果的に達成するため又は管理運営上必要があると認めるときは、滝沢総合公園の全部又は一部の区域の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

令和2年10月9日（金）10時～

1 イノベーションパーク後の計画の有無

滝沢市 IPU イノベーションパークは、第一次滝沢市総合計画基本構想に基づいて、ICT 関連産業の集積を進めています。イノベーションパークの運営については、滝沢市 IPU イノベーションパーク運営協議会（岩手県、岩手県立大学、滝沢市、いわて産業振興センター、岩手県工業技術センター、株式会社岩手ソフトウェアセンター:事務局 岩手県）において運営計画を策定しています。

(1) 現状

- ・イノベーションセンター 29室中 24室入居（貸部屋残2室、シェアデスク残3室）
年間入居率 R1:86.2%、H30:73.6%、H29:69.5%、H28:79.0%
- ・イノベーションパーク 9区画中 5区画販売 残り4区画

(2) 今後

- ・滝沢市 IPU イノベーションパーク運営計画に基づき、拡張を視野に県と連携してまいります。
- ・産業集積に資する新たな産業用地については、関係法令及び住民の意向などの調査を検討してまいります。

2 企業誘致のための土地不足問題の解消策

企業誘致に資する土地については、市が政策的企業を誘致する一団の土地を産業用地として捉え、土地利用に関わる法令や手続きの整理、現状の企業ニーズ及び市民の意向などを把握するための調査についてなど検討してまいります。

(1) 現状

ア 都市計画区域内 市街化区域

- ・民間の自由な経済活動において、企業進出などが行われています。
- ・市街化区域内の用途地域（住居系、商業系（滝沢市は該当なし）、工業系（滝沢市は準工業地域のみ。※盛岡市境に1ha工業地域一部あり。))にそった企業活動が求められます。

イ 都市計画区域内 市街化調整区域

- ・市街化を抑制する地域であり、法令に基づく開発以外の開発は認められません。
- ・市街化区域への編入又は市街化調整区域内の開発には、農地法、農業振興法などとの関係を整理する他、開発者による具体的な事業計画が定まったものでなければ、国や県との協議に移れないのが現状です。

ウ 都市計画区域外

- ・都市計画法にかかる規制はありません。

(2) 課題

ア 都市計画区域内 市街化区域

- ・民間の自由な経済活動の区域において、市が特定業種を誘致する場合は、同業他社への影響を慎重に検討する必要があります。

イ 都市計画区域内 市街化調整区域

- ・開発者が具体的な計画を提出した場合でも、都市計画区域の見直しなどのスケジュールに沿った対応が求められるため、年単位の期間が必要であり、即効性を求める企業からは倦厭される恐れがあります。

ウ 都市計画区域外

- ・開発等の許認可についてのハードルは低いですが、都市整備を優先的に行う市街化区域以外の区域に市が投資を行うことは、都市計画法との整合性に疑念があります。

(3) 方向性

ア 都市計画区域内 市街化区域

- ・民間の自由な経済活動を推奨し、進出に向けた法令等に関する企業側からの相談に対応いたします。

イ 都市計画区域内 市街化調整区域

- ・産業用地として一段の土地の活用を見据え、都市計画の見直しのスケジュールを念頭に、市街化区域の拡大又は市街化調整区域内の開発について、都市整備部と情報交換を行いながら、近隣住民の意向などを踏まえた取組の方向性を検討します。

ウ 都市計画区域外

- ・進出を希望する企業側からの相談に対応します。

3 通信環境の整備状況（光ファイバーケーブル敷設、5Gの対応）

通信環境は、その設備が、研究用か一般用か、又は整備か活用かの内容により、市としての資源の投資は異なっておりま

(1) 光ファイバー

ア 現状 市が所有する光ファイバーケーブル（小岩井、姥屋敷、滝沢駅前 96.7 km）への加入率は、80.35%。NTT 分については調査不可能。

イ 課題 維持管理の経費が年々増加しています。令和 2 年度に国による光ファイバーケーブルの NTT への移譲に関するガイドラインが公表されました。市としても移譲に向けて検討を開始しています。

(2) 5G への対応

ア 現状 5G が使用可能な通信環境は、現在市内にはありません。

イ 課題 5G は、携帯電話会社による戦略的な展開及び大規模工場内のローカル 5G が考えられます。本市では岩手県立大学に携帯電話会社から設置について打診があったと伺っています。5G の活用については、全国的にまだまだ検討段階です。

4 誘致企業の税の減免策等

誘致企業に対する税の減免については、法令に基づいて実施しております。それによらず、市が単独で減免等の優遇措置を講ずる場合、市の歳入（税（本来の収入分の減）・交付税（交付税の計算上、独自減免制度は反映されないの

(1) 法令に基づく減免

ア 【固定資産税課税免除】東日本大震災復興特別区域法第 6 条第 1 項⇒滝沢市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年 3 月 31 日迄）

- ・東日本大震災にかかる復興支援

イ 【固定資産税課税免除・不均一課税】地域再生法第 17 条の 6 ⇒滝沢市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例

- ・東京 23 区からの本社機能の移転又は東京 23 区以外からの本社機能の移転拡充に対する支援

(2) 独自の減免

ア 【固定資産税課税免除・不均一課税】滝沢市工場等設置奨励条例

- ・1 年以内に 2 千万円以上の固定資産税の取得の場合、当該資産とその土地を合わせて 3 年度の間、固定資産税の免除。ただし、6 人以上の雇用等が必要。

新規就農対策事業について

農林水産省による新規就農者の定義は「新規自営農業就農者」「新規雇用就農者」「新規参入者」の3つの概念を合わせたものとなっています。

「新規自営農業就農者」

家族経営の農家に生まれ、身分が学生から自営農業従事者になった新規学卒就農者、及びほかの仕事をしていて自営農業従事者に転職した離職就農者を指します。

「新規雇用就農者」

新しく法人などに常雇い（年間7カ月以上）として雇用されて就農した人のことです。

「新規参入者」

土地や資金などを自ら調達して（贈与や相続などによって親の農地を譲渡された場合は含みません）、新しく農業経営を始めた責任者、及び共同経営者のこととなります。

農林課の新規就農対策事業で対象としているのは、上記のうち「**滝沢市青年等就農計画**」（45歳未満の者の5年間の営農計画で所得目標250万円）の認定を受けた**認定新規就農者**であり、独立経営で農業を専業としていく者または親元で経営継承を前提に新規部門（新規作物）を開始し就農する者となります。

滝沢市青年等就農計画が認定されることにより、様々な支援を受けられるようになります。農林課で予算化している「農業次世代人材投資資金（経営開始型）」もその1つとなります。

農業次世代人材投資事業

- ・準備型 ⇒ 盛岡農業改良普及センターで実施
就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付
交付対象者：就農予定時に49歳以下の者
交付額：研修期間1年当たり150万円（交付対象となる研修期間は最長2年間）
- ・経営開始型 ⇒ **滝沢市で実施**
次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する**認定新規就農者**に対し、資金を交付
交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者
交付額：1年当たり最大150万円（最長5年間）

産業建設常任委員会事務調査質疑項目

【新規就農者への支援内容、実績は？】

① 6次産業化への支援（販路確保、農業高校等との連携含む）

- ・ 6次産業化への支援については、農産物地域ブランド化推進事業により市の農産物のブランド化とともに加工開発の推進として支援を行っています。
- ・ スイカサイダー、ドライフルーツ、ピクルス等の実績があります。アドバイザー、加工業者紹介、販売業者・店舗等紹介、イベント紹介、マスコミへのリリース等を行っています。

② 農地取得のための支援

- ・ 農地の取得等に関することについては、農業委員会と連携しています。
- ・ 滝沢市青年等就農計画が認定された認定新規就農者は、この計画の中で場所、農地面積、作目等を定めることとなっています。
- ・ 滝沢市青年等就農計画を作成しない新規就農者については、農業委員会に営農計画を提出し、内容を審査のうえ、農地の取得等の支援を行います。

③ 安定経営までの支援

- ・ 新規就農者については、滝沢市青年等就農計画作成を指導しています。
- ・ 農業次世代人材投資事業は、青年等就農計画が認定されることで対象となります。
 - 準備型 就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付します。盛岡農業普及センターで実施しています。
研修期間1年当たり150万円を交付します。
 - (1) 独立・自営就農または雇用就農または親元就農を目指すこと
 - (2) 県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね1,200時間以上研修を受けること 等
 - 経営開始型 次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付します。
1年当たり最大150万円（最長5年間）
 - (1) 独立・自営就農する認定新規就農者であること
 - (2) 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること 等
- ・ 滝沢市青年等就農計画作成を指導し、年間を通じて、圃場巡回・生育状況・管理状況把握（2か月）を行っています。また、年2回面談を行い、営農状況を確認し、指導・支援を行っています。
- ・ 岩手県農業公社が開催する新農業人フェアへ参加し、就農相談を受けています。

④農機具取得までの支援（実績は新規就農者に限ったものではない）

- ・農業生産管理用機械整備補助事業（市単独補助 補助率：1/3、対象：団体等）
 - R2 園地草刈機2台、高畝マルチ作成機械、モア、サツマイモ保管庫予定
 - R1 園地草刈機4台、サツマイモ堀機等2台
 - H30 サツマイモ洗浄機1台
ねぎ堀取機、ねぎ根葉切機、灌水装置等（たきざわグリーンワークス）

- ・いわて地域農業マスタープラン実践支援補助事業
（岩手県単独補助 補助率：1/2（県1/3、市1/6）、対象：団体等）
 - R2 パイプハウス2棟予定
ねぎ収穫機、皮むき機、根葉切機（たきざわグリーンワークス）
 - R1 スピードスプレイヤー1台
 - H30 パイプハウス、ミニトマト選別機 各2機（たきざわグリーンワークス）

- ・新規就農スタートアップ支援事業（農業機械・施設の導入（中古含む））
（岩手県農業公社補助 補助率：500千円以内/人、1/2（農地中間管理事業を活用した場合は2/3）、対象：認定新規就農者または就農5年以内の認定農業者等）
※市は書類の進達のみ

- R2 3名利用
- R1 なし
- H30 9名利用

【交流、人脈、勉強（技術取得）の機会の提供状況は？】

- ・新規就農者を対象とした研修等は開催していません。
- ・市で事務局を持っている滝沢市認定農業者協議会で開催している研修会等にはたきざわグリーンワークスにも声掛けしています。若手農業者が参加することで、認定農業者と交流することができ、市内農家のつながりが広がっています。

(3) 都市計画総務事務について

①市が目指す都市計画像は？（中心市街地、市街化区域の検討 etc.）

- 滝沢市都市計画マスタープランは、上位計画である第1次滝沢市総合計画及び国土利用計画滝沢市計画並びに岩手県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（盛岡広域都市計画マスタープラン）に即したものでなければならないとされており、都市計画に関する基本的な方針が定められています。
- 都市づくりの将来目標を『人と人が結ばれる集約・連携型都市「たきざわ」』とし、「恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに生かすまち」・「安全で快適な暮らしが実感できるまち」・「地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感できるまち」を都市づくりの基本方針としています。
- 将来目標人口の設定については、第1次滝沢市総合計画において平成34年の目標人口を57,000人と設定し、以後目標人口を維持し続けることを掲げていること等を踏まえ、目標年次である平成45年の将来人口を、第1次滝沢市総合計画の目標人口と同等の57,000人とすることを目標としております。
- 将来都市像の設定の中で、滝沢市役所周辺を対象に、日常的な生活サービスを提供する商業、業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能の向上や交通結節点としての機能の強化を図るとともに、滝沢中央スマートインターチェンジの整備と連携しながら生活利便性の向上を図ることによる、中心拠点形成することとしております。
- 市街化区域については、積極的な都市基盤整備や未利用地の活用、生活関連施設の充実等により、快適な生活環境を確保し、まちなか居住を促進するとしている一方、農業集落地や森林については、積極的な維持・保全を図ることとしております。

②マスタープラン見直しの計画は？（コンパクトシティ etc.）

- 滝沢市都市計画マスタープランの上位計画である、第1次滝沢市総合計画、後期基本計画、国土利用計画滝沢市計画の計画期間及び目標年次が令和4年（2022年）であることから、これらの変更内容に即するために見直しを行う予定です。

| | 平成27年度 2015 | 平成28年度 2016 | 平成29年度 2017 | 平成30年度 2018 | 平成31年度 2019 | 令和2年度 2020 | 令和3年度 2021 | 令和4年度 2022 | 令和5年度 2023 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 第1次滝沢市総合計画 | ← | | | | | | | | |
| 後期基本計画 | | | | ← | | | | | |
| 国土利用計画滝沢市計画 | | | ← | | | | | | |
| 盛岡広域都市計画区域マスタープラン | ← | | | | | → | | | 令和17年度 2035 |
| 滝沢市都市計画マスタープラン | ← | | | | | → | | | |
| 都市計画基礎調査(県) | ← | | | | | | | | 令和15年度 2033 |

- コンパクトシティについて（立地適正化計画、スマートウェルネスシティ、ウォーカブルシティの考え方を含む。）都市計画マスタープランに記載するかどうかについては、都市計画のみならず、医療・福祉、産業、公共交通、農業、観光、防災、土木等の他部局と連携して検討を行うことが大切であると考えております。

市民懇談会（岩手県立大学 総合政策学部） 顛末

日時：令和3年1月14日（木）

16：00～17：30

場所：オンライン会議システム

（滝沢市役所⇄岩手県立大学）

空き家対策事業

質問．職種等の理解を深める目的の他に、企業とのコミュニケーションは必要か？

答え．「企業と学生がそれぞれ考えていることの隔たりを解消するために、懇談会等を通じて交流する環境づくりが必要。」

質問．将来、滝沢市で働く場合、住みたい・生活したい場所の位置条件、必要とする交通手段や施設は？

答え．「滝沢市に住む場合、自転車利用を促進しているため、5km以内の生活圏に、スーパーや子育てに必要な公園等が立地していることが必須条件になる。」

質問．滝沢の小中学生、高校生、大学生が、滝沢への愛着を持ち、住み続けたいくなるような気持ちを醸成させるために必要なものは？

答え．「地域の多くの世代の方々と積極的に交流する機会やタイミングを創出することで滝沢のいいことやいい場所が認識できるようになり、その結果、滝沢への愛着が生まれてくると考える。」

公園維持管理事業（子育て環境の充実）

質問．「若者定住」に公園は必要か？ある程度必要か？不要か？また、その理由は？

答え．「遊具のある公園と、ボール遊びができる公園が分かれて設置されていることが必要。子供の成長に対応できる。」

「安全に外で遊べる場が必要。大人から見える場で遊ばせることができる公園内は安心できる。」

「必要。遊具を使って子どもの興味・可能性を伸ばせる。」

「子育てに公園は必要。雪国としては、室内体育館等の遊べる場もあればよい。」

「子どもがしっかりと運動できる場所として、ある程度必要。体を動かせる、動かしたくなる遊具がたくさんある公園が望ましい。」

質問．滝沢市の公園のイメージは？

答え．「総合公園が一番有名。利用したことはないが、機会があれば利用したい。」

企業誘致事業（企業誘致・産業振興）

市はリサーチパーク、イノベーションセンター、イノベーションパークを推進。

地元企業を知る活動（インターンシップ含む）が重要と感じた。

質問．商工会青年部の活動を知っているか？参考にしたか？

答え．「商工会青年部は知らない。滝沢市のバスツアー等を参考にした。」

質問．企業が考えるインターンと学生が考えるインターンの隔たりの具体例は？

答え．「企業は就職後のことを考える『優秀な人材、早期の育成』学生は『会社について、自身に向いているか等』を知りたい。」

質問．応援隊事業の効果、説明する場ができる、起業を知ることができる、Uターン情報の提供。3つの中で効果が一番大きいのは？

答え．「学生に知ってもらうことが一番効果的。イノベーションセンター、パークの中の企業も知らない。合同説明会等で説明が欲しい。」

質問．学生が考える誘致のプラン。どんな企業がいいか？

答え．「イノベにはIT系が多い。総合政策学部や社会福祉学部の学生には向いてない。商品開発。ITに拘らない企業が誘致されれば、滝沢市内就職の選択肢になる」
「イノベは理系ばかり。文系の学生のため、開発、営業等も誘致して欲しい」
「東京にしかない企業を求める傾向がある。最先端分野を岩手にも誘致。もしくはここにしかない企業。」

「IT系企業へ就職のため、岩手にはない。関東になってしまう。そういう人が結構いる。県立大で学んでも関東への流出を止めるためには岩手にIT誘致」

「岩手で成功するかは別として。岩手にない分野の企業（例えば出版社）を誘致」

新規就農対策事業（農業）

質問．欧州では若者週末農業、家庭菜園が盛ん。どう思うか・興味があるか？日頃から農業に関連付けて考えることはあるか？SDGsでもよい。

答え．「実家の家庭菜園で作っていた。スーパー、産直等では生産者のことを考える。経験をしたことがあるかどうかで意識が異なる。経験の場が大事だと思う」

「農業経験はない。専業の農業をやることはないと思う。資料にあるITを活用した農業であれば、未経験者でも週末農業とかの興味はある」

「長時間労働により自由な時間が少なく、家庭菜園等に費やす、時間的、精神的ゆとりが欠如している社会。全く農業環境が周囲にない人が自ら農業につくことは少ないと思う。地元の農産物PRという授業があった。教育の一環として地元の農産物に触れる、知る機会があれば意識が農業に向ききっかけになるかも。」

「家庭菜園をやっている。実際にやってみると楽しい。農業に嫌なイメージを持っている若者は少ないと思う。気軽に副業的にやる、ちょっと体験させる機会があればやりたい人は増えると思う。」

「祖父が農家。経験がなくても、生産者を考える機会があれば食料廃棄等が減り、SDGsの取組につながる。」

都市計画総務事務（都市計画）

盛岡のベッドタウンとして、政策として住宅地を整備した。独立した市としての不足しているのは、地元での購買率が低い。店がない。滝沢市都市計画マスタープランで、滝沢市の不足部分、中心市街地、産業拠点の実現のため努力。

質問．次世代に引き継ぐ都市づくりとして、「次世代都市は必要か？（市役所前の中心拠点（集い・商業）」

答え．「必要。市役所前の商業施設は、バスの中心となる場所にできるので良いと思う。」

質問．若者が考える次世代都市は？

答え．「アムステルダムスマートメーター。電力の見える化をして次世代の技術を活用。消費行動の変化を促す取り組み」

質問．若者が働くための産業用地をS I C付近に考えている。どのようなイメージか？

答え．「I Cもあり、スイカのガスタンクも非常に目立つ。商業施設等がたくさん建ち並べばよい。ちょっと寄り道的に使えるとよい。」

参加した学生の感想・意見

「県立大学の近くに学生が気軽にに行けるような飲食店がない。パン屋はできた。定食屋等をお願いしたい。」

「滝沢市内でも、県立大学付近と市役所周辺では環境が違う。県立大学付近にも何かしらの店等が欲しい」

「市町村単位のまちづくりのことを知らなかった。「第二の盛岡」と考えると盛岡で十分。滝沢にしかないものが大事。発展を目指しながら街独自のいいものを大事にしながら次世代の街をつくって」

「岩手は車がないと何もできない。電車、バス通学の人たちのことを考えると不便そうに見える。県立大学周辺にもっといろいろな店があった方がいい。もっと学生を使うようにコンタクトをとってほしい。」

「より現実的に考えられる機会だった」